

第三十五号議案

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例  
 江戸川区新川さくら館条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十三号）の  
 一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。  
 別表（第六条関係）

お休み処 <small>お休み処</small>	広場				多目的ホール	集会室		施設名	利用料金
	貸切りでない場合	貸切りの場合				第二	第一		
		競技会、集会 写真撮影、ロケーション、 競技会又は集会以外	ロケーション	写真撮影					
無料		一日 一平方メートルにつき 一八〇円	一日 一平方メートルにつき 一八〇円	一時間 一、四〇二円	一時間 六二〇円	一時間 二一〇円	一時間 二一〇円		

備考

一 集会室、多目的ホール及び写真撮影又はロケーションを目的として広場

を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定利用料金の五割を徴収する。

二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

三 貸切りの面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の江戸川区新川さくら館条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。